

大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課された相殺関税の還付の請求に関する取扱いについて

財関第 476 号  
平成 21 年 4 月 22 日

標記のことについて、「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令を廃止する政令」（平成21年政令第122号。以下「令」という。）の施行に伴い、令により廃止される前の「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令」（平成18年政令第13号。以下「旧令」という。）第1条に規定する特定貨物に係る関税定率法（明治43年法律第54号）第7条及び旧令の規定により課された相殺関税の同条第29項の規定による還付の請求に関する取扱いは、平成21年4月23日より下記により実施することとしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する取扱いについて」（平成18年1月27日財関第94号）は廃止する。

記

（還付の請求の取扱い）

- 1 旧令第1条に規定する特定貨物に係る関税定率法第7条及び旧令の規定により課された相殺関税の同条第29項の規定による還付の請求（以下「還付請求」という。）の取扱いは、次による。
  - (1) 還付請求は、「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課された相殺関税に係る還付請求書」（別紙様式。以下「還付請求書」という。）2通（原本、財務大臣送付用）（計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第2条第1項の規定により会計検査院へ「財務省の計算証明に関する指定について」（平成4年会計検査院訓令4検第412号）第3章第6第1項(2)（(国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定)）に規定する書類を送付する必要がある場合（同章第6第2項の規定により支払決定の額が300万円を超えないものを除く。）には、1通を加える。）を税関長に提出することにより行うものとする。

なお、還付請求は、相殺関税が課されたダイナミックランダムアクセスメモリー等（旧令第1条第1項第1号及び第2号に掲げるダイナミックランダムアクセスメモリー及びダイナミックランダムアクセスメモリー・モジュールをいう。以下同じ。）の輸入地を所轄する税関以外の税関に行うことはできないので留意すること。
  - (2) 還付請求があった場合には、還付請求書のほか、令附則第2条の規定に基づき、旧令の廃止後においても、なおその効力を有する旧令第5条に規

定する計算期間（毎年1月1日から12月31日まで（平成21年においては、同年1月1日から4月22日まで）の期間。下記2において単に「計算期間」という。）において、ダイナミックランダムアクセスメモリー等に係る補助金の交付額に関する証拠その他の輸入者が納付した相殺関税の額が当該ダイナミックランダムアクセスメモリー等の現実の補助金の合計額を超える部分（以下「要還付額」という。）があることについての十分な証拠を還付請求書ごとに添付する必要があるので留意する。

- (3) 還付請求書が提出された場合の取扱いについては、次によるものとする。
- イ 受理担当官は、提出された還付請求書及び上記(2)の添付書類（以下「還付請求書等」という。）の形式要件を審査し、適正であると認められる場合は、統括審査官の決裁を受けた後に、当該還付請求書等を受理するものとする。
  - ロ 統括審査官は、受理した還付請求書等を（支署、出張所においては、通関総括担当部門の統括審査官を経由して）本関の通関総括部門担当の統括審査官に回送する。
  - ハ 本関の通関総括部門担当の統括審査官は、当該回送された還付請求書等について必要な決裁を受けた後、還付請求書（財務大臣送付用）及び添付書類（原本）を、関税局業務課を経由して財務大臣に送付するものとする。

（還付請求権の時効について）

- 2 還付請求について関税法（昭和29年法律第61号）第14条の3第1項の規定を適用する場合において、同項に規定する「請求をすることができる日」とは、計算期間が終了した翌日（例えば、平成18年に輸入されたダイナミックランダムアクセスメモリー等に課された相殺関税については、平成19年1月1日）となる。

請求をすることができる日から3年間（例えば、平成18年に輸入されたダイナミックランダムアクセスメモリー等に課された相殺関税については、平成21年12月31日まで）還付請求が無い場合には時効により還付請求権が消滅することから、時効が成立した計算期間に係る還付請求書は受理できないことに留意する。

(別紙様式)

ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課された相殺関税に係る還付請求書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

請 求 者

住所

氏名(名称及び代表権者の氏名)

印

(署名)

(担当者名)

(電話番号)

ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課された相殺関税について、関税定率法第7条第29項の規定により、還付を下記のとおり請求します。

記

還付請求の計算期間		自・平成 年 月 日 至・平成 年 月 日				
還付を受けようとする相殺関税の額 (要還付額(ホの額))		円				
還付を受けようとする相殺関税額の計算の基礎						
輸入許可 年月日	輸入申告 番号	納付した相殺 関税の額  イ	輸入量(256メガ ビット換算)(欄ご とに整数位未満切 捨て)  ロ	現実の補助金の額		還付請求額 (要還付額)  ホ=イ-二
				256メガビット換算 1個あたり ハ	輸入量相当 (欄ごとに1円未満切捨て) ニ=ロ×ハ	
		円	個	円	円	円
合 計						

- (注) 1. 「還付請求の計算期間」の欄には、還付を受けようとする相殺関税が課された貨物の輸入許可の属する年の1月1日から12月31日(平成21年は4月22日)までの期間を記載して下さい。
2. 「要還付額」があることの十分な証拠を添付して下さい。
3. 本請求書は、2通(還付を受けようとする相殺関税の額が300万円を超えるときは3通)提出して下さい。
4. 請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)することができます。

(規格A4)